◆奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業申請の手続きフローチャート

市役所（建築指導課）	申請者	耐震診断技術者（設計・監理）
	住宅耐震診断の依頼 ↔	耐震診断実施 構造評点 1.0 未満であると判定された
事前・打合せ ↔	補助金を受けるための要件を確認	
	耐震改修工事を相談 ↔	耐震改修工事の設計・見積り ※耐震改修工事の契約は交付決定通知後に行ってください。
申請受付・審査 ←	交付申請書提出	
		工事施工者
交付決定 → 通知	耐震改修工事契約	
※審査により、交付不決定となる場合がありますのでご了承ください。	※交付決定日から 30 日以内に工事に着手してください。	
	耐震改修工事開始 ※耐震改修工事計画を作成した建築士の工事監理	
中間検査 ←	中間検査申請書提出（耐震補強箇所の目視確認できる時期の約 1 週間前に提出してください）	
※奈良市、耐震改修工事計画を作成した建築士の立会による中間検査	※中間検査を受けなかった場合、補助金交付は出来ません。	
	耐震改修工事完了	
	※工事完了後、実績報告書提出までに、工事施工者へ工事代金をお支払いただき、領収書を受領してください。	
実績報告書受付・審査 ←	実績報告書提出	
	※工事完了日から、1 ヶ月以内に、必要書類と共に提出してください。	必要書類 ・補助金等実績報告書(第 4 号様式) ・耐震改修工事写真（着工前・工事中・完了後） ・耐震改修工事費精算書(要綱第 3 号様式)と工事費内訳を示す書類 ・耐震改修工事に要した費用に係る領収書の写し（領収書との原本照合が必要です。） ・補助金等交付請求書(第 6 号様式) ・その他市長が必要と認める書類
補助金交付額確定 → 通知		
補助金交付手続き ←	補助金交付請求書提出	
	※工事完了日から、1 ヶ月以内で、令和 8 年 2 月 13 日(金)までに、必要書類と共に提出してください。	
交　付 →	指定口座へ入金	